掲載・更新年月日: 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	アイペット損害保険株式会社
■取組方針掲載ページのURL:	https://www.ipet-ins.com/company/ipet/cs first.html
■取組状況掲載ページのURL:	https://www.ipet-ins.com/company/ipet/cs_first.html

	原則			取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則		【順等の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益 を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう勢めるべきである。	実施	方針1、方針1-(2)、方針1-(3)	方針1、方針1-(2)、方針1-(3)の具体的取組み
2	注	金融事業者は、願客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を 図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげてレベことを目指すべきである。	実施	方針1-(4)	方針1-(4)の具体的取組み
		【科技相反の達切な管理】 金融再業者は、取引における順答との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当時は相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	方針2	方針2の具体的取組み
原則 3	注	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響 についても考慮すべきである。 金融階画の原形に関わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、 当該商品の提供会社から、要託手数料等の支払を受ける場合 金融階画の販売に関わる金融業者が、同一分一プに属する別の会社から提供を受けた 商品を販売・振奨等する場合 同一主杯又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の 運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	方針2	方針2の具体的取組み
原則 4		【手数製等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、願客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	末尾※なお書き	末尾※なお書き
		(国家女神機の分かりやすい場件) 金融事業者は、期その付権の前対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事頂のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	方針3	方針3の具体的取組み
原	注 1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・脳客に対して販売・振興等を行う金融階高、サービスの基本的な利益(リターン)、 損失その他のリスク、取引条件・ ・服客に対して販売・振興等を行う金融階高の組成に携わる金融事業者が販売対象として ・ 想定する部を属性 ・服客に対して販売・振興等を行う金融階高・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を 諸まえたものであると判断する理由を含む) ・服客に販売・振興等を行う金融階高・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある 場合には、その具体的内容(第二者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は 業務に及ぼす影響	実施	方針3-(1)、方針2	方針3-(1)、方針2の具体的取組み
則 5	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・権災等する場合には、個別に購入すること が可能であるか否かを観客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を観客が比較することが可能とな るよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は半数料等の情報を提供する場合に おいても同じ)。	非該当	末尾※なお書き	末尾※なお書き
	注 3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	方針3-(1)、方針3-(2)	方針3-(1)、方針3-(2)の具体的取組み
	注 4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供と、分かりや すぐ行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には販潔な情報提供とする一方、複雑又 はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、簡単によいて同種の商品の内容と比較することが容易な るように配配した資料を用いつつ、リスクとリケーンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報 提供がなされるシエヌギィを守るが	実施	方針3-(1)	方針3-(1)の具体的取組み
	注 5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については 特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	方針3-(2)	方針3-(2)の具体的取組み
	į====	【 国客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の責産状況、取引経験、知識及び取引目的・エーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融 商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	方針4	方針4の具体的取組み
	注 1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・機奨等に関し、以下の点に開意すくやである。 機容の息の音能を提加上たし、主が、新窓のライフランや名音波また日息質企器や安全資産と 投資性資産の適切な耐合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの従来を 行うこと。 日本的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り場う金融商品・サービスについて、多素法の 枠を超えて指揮的に、振物商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と 比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売等したいて、新客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した 適切なフォローアップを行うこと	実施	方針4-(3)	方針4-(3)の具体的取組み
原	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体 が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	末尾※なお書き	末尾※なお書き
則 6	注 3	金融商品の相反に携わる金融年業者は、商品の相反に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定 する顧客職性を特定・必要するともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上 で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	方針4-(1)	方針4-(1)の具体的取組み
	注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被者を受けやすい属性の簡単グループに対して商品の販売・推奨等そ行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	方針4-(2)	方針4-(2)の具体的取組み
	注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、願客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	方針4-(5)	方針4-(5)の具体的取組み
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した。 郵客関性に関する情報や、金融商品に係る研密の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	末尾※なお書き	末尾※なお書き
	注 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガ バナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われて いるかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきであ る。	非該当	末尾※なお書き	末尾※なお書き
原則		【使素臭に対する適切な動機づけの特徴み等】 金融率素者は、顕名の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を 促進するよう記念計された報酬・素額評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナ ンス体制を整備すべきである。	実施	方針5	方針5の具体的取組み
7	注	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる 代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための 体制を整備すべきである。	実施	方針5	方針5の具体的取組み
補充原則 1		【基本電金】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顕客に付加価値をもたらすと同 時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資 質を有する者のリーダーシップの下、顕客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に 沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	実施	方針1、方針1-(1)	方針1、方針1-(1)の具体的取組み
補充原則 2		【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、順客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品 のライフサイクル全体のブロダルガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に乗わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管 理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	方針1、方針1-(1)	方針1、方針1-(1)の具体的取組み
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から債選に至る金融商品のライフサイクル全体を選 ビナブロダットがパナンスの実効性や組成、提供、管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するため に、管理部門等による検錠の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融局品の特性等にごて、 必要な場合には、社外取締役や外部有譲者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れ る仕組みも検討すべきである。	実施	方針1、方針1-(1)	方針1、方針1-(1)の具体的取組み
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロ ダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	実施	方針1、方針1-(1)	方針1、方針1-(1)の具体的取組み

	原則		実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
		【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズ に最も合数するものであるかを影楽し、商品の特殊可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特計等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、展売対 象として適けな歴史館客質性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう 情報連携すべきである。	実施	方針4-(1)	方針4-(1)の具体的取組み
補充	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証する とともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	実施	方針4-(1)	方針4-(1)の具体的取組み
原則 3	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定額客属性を特定するに当たっては、商品の機能をリスク等の金 厳商品の特性等に応じて、勤客の資金状況、取引経験、知識なり取引目的・二・不等を基本として具体的に定め なくさなお、必要に応じて変さされる施売力法にも重要すべきである。その際、商品を高力よりすくさでない場合 (例えば、京本安積の店をわれのある商品について、元本指揮を目的としている額等等)も特定すべきである。また、 複数な主義権の。を選手が対す手法等が情勢な金融機高については、シのシの第等一へ「合数でもった」。 近に特定すべきとするの"当該金融商品に通切に反映されているか・検証を行い、より詳細な想定額等責任を慎 これを定する。これの"当該金融商品に通切に反映されているか・検証を行い、より詳細な想定額等責任を慎 これ等定すべきこなるの"当該金融商品に通切に反映されているか・検証を行い、より詳細な想定額等責任を慎	実施	方針4-(1)	方針4-(1)の具体的取組み
	注 3	全額局の相談に関わる企業事業者は、製販金体として最適か全額商品を額割に提供するため、服客の二への把握や密定部高質性の特別では出り、商品の保険さかりスタ等の金額局の特性等になび、全額商品の販売に携わる金額等率者との特報通貨や企業に応じて実証形態のための資表等に取り組むべきである。また、金銭商品組成後の検証の等効性を高かる組成から、金額商品の販売に携わる金額事業者との間で連携すべき情報等について、書前に取決から行うべきである。	実施	方針4-(1)	方針4-(1)の具体的取組み
		【金融商品の組成像の対応】 金融商品の組成像の対応】 金融商品の組成時に思定していた商品性が確保されているかを継続 的に接近し、その結果を金融商品の改善や見返しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めた プロダクがカナンスの体制を体の見直しても、必要に応じて活用すべきである。 また、製価金体として銀音の最善の利益を実現するため、金融商品の販力に掛かる金融事業者との情報連携等 により、販売等をとして第2年の報音度性を実際に入し、知る音能が合致しているか等を検証し、必要に応じて 運用・商品提供の改善や、その彼の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	方針4-(4)	方針4-(4)の具体的取組み
補充原則 4	注 1	金融拠品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下 でリスク・リターン・コストのパランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しよう としている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、線上領選等の 検討を行うととは、その後の商品相収、提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガパナンス体制の見直しにも、 必要に応じて活用すべきである。	実施	方針4-(4)	方針4-(4)の具体的取組み
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後 の複紅に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容 は、より良い業務局品を開発に任何するとのに活用する観点的に実力があるものである。全である。 入る。 「本のでは、またして、またして、またして、またして、またして、、、、、、、、、、、、、、、	実施	方針4-(4)	方針4-(4)の具体的取組み
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検 証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の制成に 携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委 託先にも連携すべきである。	実施	方針4-(4)	方針4-(4)の具体的取組み
		【 原客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制や プロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	方針3、方針3-(1)、方針3-(3)	方針3、方針3-(1)、方針3-(3)の具体的取組み
補充原則5		金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事 来者を追じて、その適用を制について着々の金融商品の商品はこのじた情報提供を行うべきである。例えば、達 用を行う者の中部が重要となる金融商品については、当就金融事業者のジンネスモデルにかじて、適用責任者 中国の技化を実践的に含う者について、本人の同志の下、氏名、素為美橋、投資哲学寺を情報提供し、又は運 用サームの構成や本品美術等を情報提供するべきである。	実施	方針3、方針3-(1)、方針3-(3)	方針3、方針3-(1)、方針3-(3)の具体的取組み
	注 2	金融商品の租成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	方針3、方針3-(1)、方針3-(3)	方針3、方針3-(1)、方針3-(3)の具体的取組み

【照会先】

部署	経営企画部
連絡先	03-4566-3020(代表)